

資料提供
 令和3年6月13日
 担当：広島県対策本部
 担当者：新型コロナウイルス
 感染症対策担当 渡部
 直通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年6月11日(金)及び12日(土)に、新型コロナウイルス感染症の患者が13例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内11201～11213例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

また、これまでに公表した患者に対する調査の結果、新たなクラスター感染（集団感染）が1件判明しています。

【発生数】 4市で、10歳未満～90歳以上 計13人

【症状等の割合】 軽症10、症状なし3

【入院等の状況】 入院中1、宿泊療養中2、調整中10

【他事例との関連】 濃厚接触者4、接触あり5、調査中4

【県外往来等※】 あり3

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
 ・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市	1					2					3
江田島市					1						1
庄原市			1								1
東広島市		1		1	1	2	1	1		1	8
合計	1	1	1	1	2	4	1	1		1	13

《事業所内クラスターについて》

10名が勤務する東広島市内の事業所において、6名の患者が発生。

（これまでの検査状況）

・当該事業所の全職員10名を検査し、6名要請（既公表分（全員東広島市））

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者（勤務形態によっては執務室内の定員）を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。